

軒下で子猫が
産まれてしまった。

近所でのら猫が増えて
困っている!

最近 市には住民の皆さんから
次のような苦情や相談が
寄せられています。

エサの置きっぱなしや
ばらまきは
不衛生だ。

フン尿による
悪臭に困っている!

さかりの声が
うるさい。

いのちにやさしい街づくり

地域ねこ活動

ご存知ですか?
飼い主のいない
猫対策

狛江市

飼い主のいない猫(のら猫)に関わる問題を地域で解決しましょう

なぜいるの？ 飼い主のいない猫(のら猫)

- 飼い主に捨てられてしまった……。
- 不妊去勢手術をしていない為にどこかで子猫を生んでしまった。
- 飼い猫が迷子になった。



猫を捨てることは犯罪です。
(動物愛護法)

排除、捕獲は出来ないの？

- のら猫は生まれ育った生活の場を変えません。
- 猫の増える原因を解決せずに猫だけ排除しても問題の解決にはなりません。
- 愛護動物である猫は **捕獲・処分はできません**。



そこで…「地域ねこ対策」をみんなで考えましょう

どうすれば良いの？

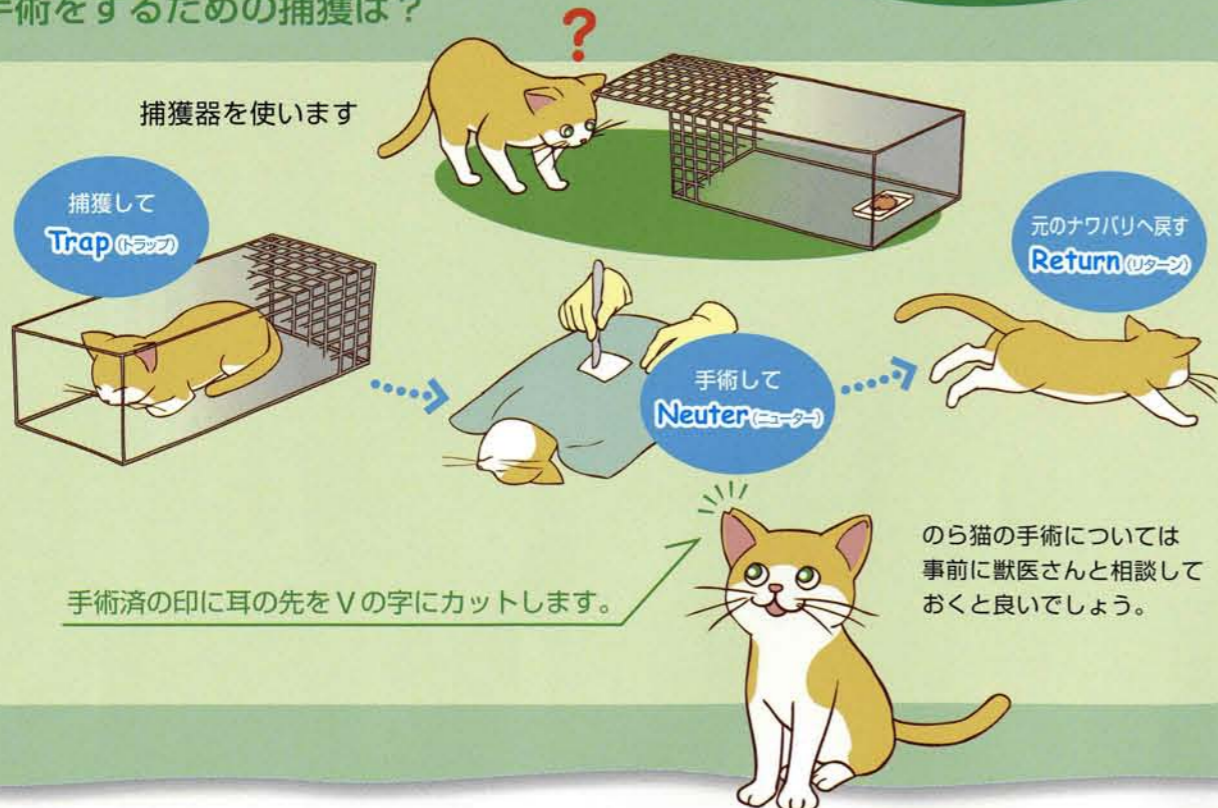
のら猫問題を解決するには、**地域住民が主体となり**行政とボランティアが一体となって取り組むことが重要です。まず地域の方が立ちあがってください。行政もボランティアもサポートします。

具体的には？

- 猫の不妊去勢手術を進め、繁殖を制限する。
- 適切なエサやりと食べ残しの始末をきちんとする。
- フン尿の掃除をし、えさ場周辺の美化に努める。

のら猫の寿命は約4~5年、その間地域で適切に管理することで自然と猫の数は減っていきます。

手術をするための捕獲は？



飼い主のいない猫のお世話をする方へ

地域の人に理解を得る努力を

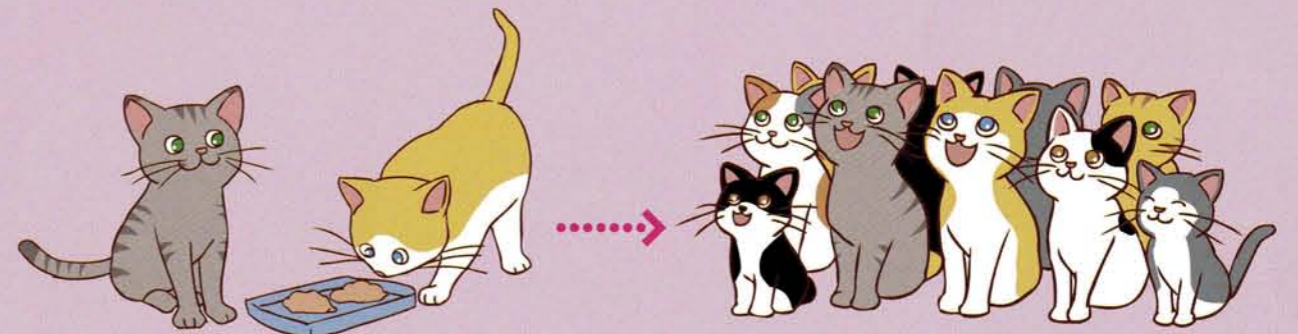
日頃からのご近所づきあいを心がけてください。又、地域で協力者を探して、グループで行動し孤立しないように努めましょう。

地域の皆さんへ!! 私達の手術費用もおねがいします



不妊去勢手術を

ご近所の方の理解と協力を得ながら、手術を進め、猫の数を増やさないようにしましょう。



「かわいそうだから…」とエサだけ与えていると

1年で2匹が10匹以上に!

えさの置きっぱなしはせず、えさ場のお掃除を

えさ場はご近所と相談して、場所、時間を決め、残ったえさの回収、清掃も心がけましょう。

フン尿の掃除を

フンのパトロールをし、環境美化に努めましょう。猫のトイレの設置も効果的です。



猫が苦手な方へ

残念ながら排除や非難だけでは猫の問題は解決しません。元はといえば人間に捨てられた猫たち。猫も命あるものという考えの下に、猫の世話をしている人達と話し合い問題解決を心がけてください。



猫のいない地域はありませんし命あるものは排除できません。

人にもルールがあるように、人と猫の関わりもルールを作って、好きな人、嫌いな人にとっても住みやすい街にしましょう。

猫を飼っている方へ ～のら猫を増やさないために～

1 屋内飼育をする

ペットの猫は屋内で十分暮らせます。
交通事故、失踪、病気の他、ご近所迷惑も防げます。

2 不妊去勢手術をする

猫は年に2～3回、3～6匹くらい出産しすぐに増えてしまいます。
不必要な猫の繁殖を防いでください。

3 身元の表示をする

首輪、名札などで身元を表示し迷い猫を無くしましょう。

4 捨てない(終生飼養する)

猫も家族の一員です。一生飼い続けることは飼い主の責任です。
どうしても飼えなくなった時は適正に終生飼育できる新しい飼い主を探しましょう。

※飼い猫が迷子になった時は警察、都の動物愛護相談センター（TEL 042-581-7435）に
問い合わせてください。



© NPO Neko-Dasuke ねこのたすけ会 中塚祥子

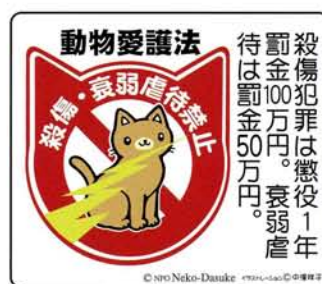
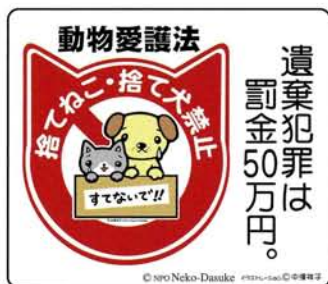
安心!



03-XXXX-XXXX
こまえ
いずみ

動物の愛護及び管理に関する法律

- ・猫は法律で「愛護動物」と定められています。
- ・愛護動物を殺したり傷つけたりしてはいけません。（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- ・愛護動物を衰弱させるなどの虐待をしてはいけません。（50万円以下の罰金）
- ・愛護動物を遺棄（捨て猫）してはいけません。（50万円以下の罰金）



犯罪を目撃したら 110 番

狛江市は地域での取り組みを支援します。

〈発行〉 平成22年2月発行
福祉保健部健康支援課（あいとぴあセンター）
狛江市元和泉 2-35-1
TEL 03-3488-1181

〈制作協力〉 狛江地域ねこの会